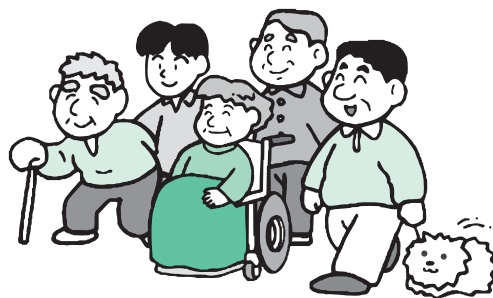


地域で支える 住みよいまちづくりに向け 地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画を策定

市では、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができるように、地域社会全体で支え合う仕組みづくりを推進する「地域福祉計画」と、障害のある人たちがあらゆる分野のサービスを効率よく提供できる体系を整備する「障害者計画」「障害福祉計画」を策定しました。今回、その概要をお知らせします。

なお、この計画は市役所情報公開コーナー、社会福祉課、各支所福祉室、旭市ホームページ（<http://www.city.asahi.lg.jp/>）でご覧になれます。



地域福祉計画

この計画は、地域住民が持つ福祉に関する課題を、地域社会の中で解決することを目的として定めるものです。地域における「福祉サービスの利用促進」や「住民参加の促進」を図ることにより福祉事業の健全な発展に努める必要があります。この計画は、福祉を支える環境づくりを整備するための地域福祉推進の理念や目標等を明らかにするものです。

計画期間

平成19～23年度（5年間）

基本理念

健やかでやすらぎのあるまちづくり

基本目標

- 地域福祉の推進と地域活動の支援
- 健康で生きがいがある環境づくり
- 社会参加と人材の育成
- 安全・安心なまちづくり

施策の体系

健やかでやすらぎのあるまちづくり

- 地域福祉の推進と地域活動の支援
 - 地域福祉の推進 ●高齢者、障害者、児童等福祉の推進 ●地域活動・ボランティア活動の推進
- 健康で生きがいがある環境づくり
 - 保健福祉サービスの充実 ●生きがいづくりの推進 ●生涯にわたる福祉教育の推進
- 社会参加と人材の育成
 - 社会参加の推進 ●地域福祉推進のための人材の育成 ●世代間交流の推進 ●だれもが参加できる家事・育児・介護の推進
- 安全・安心なまちづくり
 - 子どもから高齢者までの見守りと地域での支えあい ●安全・安心な体制づくり ●福祉情報の共有化とネットワークづくり ●ユニバーサルデザイン※のまちづくり

※言葉の違いや障害の有無、老若男女といった差異を問わずに利用することができる設計・工業デザイン

障害者計画・障害福祉計画

「障害者計画」は障害者基本法に基づき、旭市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を、また「障害福祉計画」は、障害者自立支援法が公布されたことに基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関することを定めたもので、これらを一体的に推進していきます。

計画期間

障害者計画／平成19～23年度、障害福祉計画／平成18～20年度（3年間＝第1期）、平成21～23年度（3年間＝第2期）

基本理念

安心と参加のまちづくり

施策の体系

安心と参加のまちづくり

- 総合的な自立支援システムの構築（障害福祉計画）
 - 自立支援給付 ●地域生活支援事業
- 啓発広報の促進
 - 啓発広報 ●福祉教育 ●地域啓発活動
- 参加・参画の推進
 - 障害児保育・教育 ●就業機会 ●社会参加 ●スポーツ・文化活動
- 保健・医療の充実
 - 保健 ●医療
- 福祉基盤の整備
 - 権利擁護の推進 ●サービス提供体制の充実 ●経済的支援
- 生活環境の充実
 - 住みよいまち ●安全なまち
- 計画の円滑な推進

〈問い合わせ先〉

社会福祉課

社会班（☎62-5317 地域福祉計画）

障害福祉班（☎62-5351 障害者計画・障害福祉計画）